平成２４年度　(No.４)

監　査　結　果　報　告　書

定　　期　　監　　査
公の施設の指定管理者監査
出　資　団　体　監　査

旭　川　市　監　査　委　員

旭　監　第１２３号
平成２５年4月１９日

旭　　川　　市　　長　　**西　川　将　人**　様
旭 川 市 議 会 議 長　　**三　井　幸　雄**　様

旭川市監査委員　**武　田　　滋**
旭川市監査委員　**中　島　孝　志**
旭川市監査委員　**塩　尻　伸　司**
旭川市監査委員　**小　松　　晃**

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を実施したので，同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目　　次

第１　定　期　監　査

１　監査の対象部局及び実施期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　監　査　の　範　囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
３　監　査　の　方　法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
４　監　査　の　結　果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第２　公の施設の指定管理者監査

１　監査の対象団体及び実施期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
２　指　定　期　間　等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
３　監　査　の　範　囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
４　監　査　の　方　法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
５　監　査　の　結　果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第３　出　資　団　体　監　査

１　監査の対象団体及び実施期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
２　監　査　の　範　囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
３　監　査　の　方　法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
４　監　査　の　結　果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第１　定　期　監　査

１　監査の対象部局及び実施期間

対　象　部　局	期　間
総　務　部	平成24年12月３日 ～ 平成25年３月15日
税　務　部	
市　民　生　活　部	
福　祉　保　険　部	
子　育　て　支　援　部	
都　市　建　築　部	

２　監　査　の　範　囲

平成24年４月１日から平成24年10月31日までに執行された次の事項を監査の範囲とした。

○ 総務部

(1) 収入に関する事務･･･部共通で貸付金に係る事務を対象とした。

(2) 支出に関する事務･･･部共通で旅費，貸付金を対象とした。

(3) 契約に関する事務･･･部共通で貸付金に係る事務を対象とした。

(4) 財産管理に関する事務･･･部共通で貸付金に係る事務，備品管理事務を対象とした。

○ 税務部

(1) 収入に関する事務･･･部共通で固定資産税及び都市計画税賦課関係事務，市税等の現金取扱事務を対象とした。

○ 市民生活部

(1) 収入に関する事務･･･神楽支所，西神楽支所の現金取扱事務を対象とした。

(2) 支出に関する事務･･･部共通で報酬，報償費，旅費を対象とした。

○ 福祉保険部

(1) 収入に関する事務･･･部共通で貸付金に係る事務を対象とした。

(2) 支出に関する事務･･･部共通で貸付金を対象とした。

(3) 契約に関する事務･･･部共通で貸付金に係る事務を対象とした。

(4) 財産管理に関する事務･･･部共通で貸付金に係る事務を対象とした。

○ 子育て支援部

(1) 収入に関する事務･･･部共通で貸付金に係る事務を対象とした。

(2) 支出に関する事務･･･部共通で貸付金を対象とした。

(3) 契約に関する事務･･･部共通で貸付金に係る事務を対象とした。

(4) 財産管理に関する事務･･･部共通で貸付金に係る事務を対象とした。

○ 都市建築部

(1) 支出に関する事務･･･部共通で報酬，賃金，報償費，旅費，貸付金を対象とした。

(2) 契約に関する事務･･･部共通で貸付金に係る事務を対象とした。

3 監 査 の 方 法

監査対象部局から提出された資料をもとに，当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて，それぞれの書類を試査により照合，関係職員へ質問をするなど必要な方法をとり監査を実施した。

４　監　査　の　結　果

監査対象部局別の結果は以下のとおり，収入に関する事務はおおむね適正に処理されていると認められたが，支出，契約及び財産管理に関する事務については，一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては，指摘，指導を受けたことを十分踏まえ，それぞれ必要な措置を講じ，今後の事務処理に万全を期されたい。

なお，今年度は貸付金に係る事務と債権管理事務を重点項目として監査を実施したところであるが，法令に基づく督促を行っていなかったもの，市民に提出を求めている書類について規則や事務処理マニュアルと異なる取扱いをしていたもの，貸付金に係る前渡資金について精算残金の返納が遅れていたものなどが見受けられたことから，根拠法令を再確認して必要な措置を講じた上で，適切かつ厳正な事務処理の執行に努めるとともに，今後においても効率的かつ実効性のある徴収対策を講じながら，収入未済額や未収金の縮減を図るよう努力されたい。

○ 総　　務　　部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

ア　職員派遣に伴う赴任旅費の支出において，移転料に係る路程の計算を誤ったことにより１件17,500円の未払いがあった。　（人事課）

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 税　　務　　部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 市　民　生　活　部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

ア　ロシアへの出張に係る旅費の支出で，日当又は宿泊料の旅行地の区分の適用を誤ったことにより，３件10,150円の未払いがあった。　（国際交流課）

イ　自家用車の公務使用に係る在勤地内旅費の支出で，行程を誤ったことにより，１件74円の過払いとなっているものがあった。　（神楽支所）－改善済

ウ　青少年平和大使派遣に伴う旅費の支出で，朝食代に係る宿泊料の調整がなされていなかったことにより，３件2,580円の未払いがあった。　（市民活動課）－改善済

エ　概算払の旅費の精算において，精算残金がある場合は用務終了後５日以内に返納することとされているが，正当な理由もなくこの期間内に返納されていなかった。　（市民課）

オ　在勤地内旅費の車賃については，その月分を翌月に支給することとされているが，遅れて支給しているものがあった。　（江丹別支所）

カ　嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり，通勤日数の集計を誤ったことにより，２件1,360円の未払いのものがあった。　（国際交流課）－改善済

○ 福　祉　保　険　部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

ア　貸付金に係る前渡資金の精算において，精算残金がある場合は用務終了後５日以内に返納することとされているが，正当な理由もなくこの期間内に返納されていないものがあった。　（保護第１課）

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

なお，意見，要望事項として次の点について申し述べるものである。

・国民健康保険に係る高額療養資金の貸付けにおいて，窓口業務に係る事務引継書の記載の不備により，貸付対象となり得る調剤薬局分の申請が行われなかったと思われるものがあったほか，国民健康保険料の滞納者等への貸付けに係る取扱いを定めた運用基準について，事務処理方法を変更したものの改正が行われていないものなどがあったことから，事務処理に当たっては，法令の根拠を確認するとともに，マニュアル等の整備や見直しなど必要な措置を講じた上で，慎重かつ適正に行われるよう努められたい。

・生活つなぎ資金貸付金の債権に係る不納欠損処分について，平成19年度の定期監査でその場合の基準の策定と実施の検討を要望し，措置状況では平成20年５月に着手したとの報告があったにもかかわらず，いまだ基準が策定されていないことから早急に取り組まれたい。

・生活つなぎ資金貸付金の返還に係る滞納については，低所得者で不時の出費に困窮する者を対象として資金を貸し付けているため，やむを得ない面もあることは推測できるものの，月賦払いとしている滞納者への督促を最終納期限後に行っていることについては，時間の経過とともに返還意識が低下するおそれがあり，長期滞納の防止に向けては滞納の初期段階における対応が重要と考えられること，また，当該貸付事務が平成20年５月から生活保護法に係る受付及び面接相談に関する事務の担当係に所管換えされており，生活支援等に係る情報提供も可能であることから，滞納の初期段階において督促と併せて納付や生活相談の案内を行い，助言機会の提供を図りながら収入未済額の解消に向けて努力されたい。

○ 子　育　て　支　援　部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

ア　奨学金及び入学仕度金の貸付けについては，規則で貸付申請書に申請者と生計を一にする親族の状況を記入することとし，当該親族全員の収入を証する書類を提出することとされているが，学生の保護者の収入状況のみを選考の基準としていることをもって，当該保護者以外の親族については書類の提出等を求めていないため，実態と規則との整合性を図るよう検討されたい。　（子育て相談課）

(4) 財産管理に関する事務

ア　母子福祉資金等貸付金，奨学金及び入学仕度金の貸付けに係る連帯保証人について，死亡している，又は連帯保証人として適当でない理由が生じているにもかかわらず，変更されていないものが多数見受けられたことから，債権回収のために，借主に対し連帯保証人を変更するよう求められたい。　（子育て相談課）

なお，意見，要望事項として次の点について申し述べるものである。

・文書収受の際の受付印押印については，事務処理の基本的なことであるにもかかわらず，貸付申請書等でその押印が漏れているものが多数見受けられたことから，貸付事務の透明性を図るためにも押印を徹底されたい。

・母子福祉資金等の貸付申請書の添付書類については，旭川市母子福祉資金等貸付規則に資金の種別ごとに定めているが，新設された資金に係る規定がなく，また，廃止された資金に係る規定が削除されていないことから，同規則を速やかに改正されたい。

○ 都　市　建　築　部

(1) 支出に関する事務

ア　臨時的任用職員の賃金の支給に当たり，通勤日数の集計を誤ったことにより，１件1,200円が過払いのもの，１件400円が未払いのものがあった。

（住宅課）－改善済

イ　市営住宅の管理人報酬について，旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則では，月額で定められている報酬はその月の末日

までに支給することとされているところ，起案処理により４か月分の報酬をまとめて支給するものとしていたことから，別途，旭川市営住宅条例施行規則に支給方法を規定することなどにより，実態と規則との整合性を図るよう検討されたい。

（住宅課）

(2) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

第２　公の施設の指定管理者監査

１　監査の対象団体及び実施期間

対　象　団　体	対　象　施　設	期　　間
特定非営利活動法人 旭川ＮＰＯサポートセンター	市民活動交流センター	平成24年12月３日 ～ 平成25年３月15日

２　指　定　期　間　等

指　定　期　間	委　託　金　額	利用料金制の適用
平成22年６月29日 ～ 平成27年３月31日	平成23年度 27,300,000円	有

３　監　査　の　範　囲

平成23年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務

４　監　査　の　方　法

対象施設を所管する関係部局及び監査対象団体から提出された資料に基づき，公の施設の管理に係る事務事業の実施状況を聴取し，主に指定の手続から当年度の事業報告書の点検に至るまでの事務について，関係諸帳簿及び書類を試査により照合するなど必要な方法をとり監査を実施した。

５　監　査　の　結　果

公の施設の管理に係る事務について監査した結果，以下のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも公の施設の管理に当たっては，指摘を受けたことにも十分留意しながら，より適正な管理に努められたい。

○ 特定非営利活動法人　旭川ＮＰＯサポートセンター

(1) 団体に関する事項

ア　作業・打合せ室の利用料金で，徴収期間外において冷房料金を加算したことにより，１件160円を過大に徴収しているものがあった。

イ　ロッカーの貸出しにおいて，旭川市市民活動交流センター条例等であらかじめ使用承認し，料金を徴収するものとされているが，事後になされているものがあった。

ウ　事業報告書の施設管理に係る経費の収支状況について，法定福利費1,562円の計上が漏れていたことにより，支出の部の合計額が誤って報告されていた。

エ　消防訓練について，基本協定書で年２回以上実施すると定められているにもかかわらず，１回しか実施されていなかった。

オ　大型プリンターの使用について，利用料金規程に明示されていない規格の用紙により印刷を行っている例が見受けられたことから，利用者のニーズも勘案し明確な利用料金となるよう，当該規程の見直しを検討されたい。

(2) 所管部局（市民生活部）に関する事項

ア　基本協定書に基づく第三者への委託に係る協議及び報告について，協議経過を記録しておらず，また，事業年度を超えて報告を受けているものがあったことから，協議経過を明らかにするとともに，速やかに報告するよう団体に指導されたい。

イ　基本協定書で年２回以上実施すると定められている消防訓練について，履行状況を年度終了間際に確認したことにより，結果として１回のみの実施となったことから，履行状況の適時把握に努められたい。

ウ　事業報告書の施設管理に係る経費の収支状況については，費目区分が収支予算見積書と整合していないほか，支出内訳に記載がなく内容の確認が困難な状況であることから，市が様式を定めている事業報告書について，予算に対する決算の状況が確認できる内容に見直すなど，事業報告の透明性の確保に努められたい。

第３　出資団体監査

１　監査の対象団体及び実施期間

対象団体	出資率(%)	期間
株式会社旭川振興公社	70.0	平成24年12月３日 ～ 平成25年３月15日

２　監査の範囲

平成23年４月１日から平成24年３月31日までの事業に係る出納その他の事務

３　監査の方法

資本金を出資した関係部局及び監査対象団体から提出された資料に基づき，団体の事務事業の実施状況を聴取し，平成23年４月１日から平成24年３月31日までについて，関係諸帳簿及び書類を試査により照合するなど必要な方法をとり監査を実施した。

４　監査の結果

提出された関係諸帳簿及び書類に基づき，団体の事業に係る出納その他の事務について監査を行った結果，以下のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも団体の事業実施に当たり，本監査結果について十分留意するとともに，設立目的に沿った適切な事務の執行に努められたい。

○ 株　式　会　社　旭　川　振　興　公　社

(1) 団体に関する事項

ア　旅費については，規則で最も経済的な経路及び方法により計算することとされているが，実費確認をせずに航空賃を普通運賃で支給しているもの，宿泊の必要性が不明なまま宿泊料を支給しているものなど不経済な支出と考えられるものが多数見受けられたことから，具体的な積算基準について規則などで定めることを検討されたい。

イ　長期前払費用の貸借対照表での表示方法や固定資産とする金額の基準など実際の会計処理と規則が異なっているものがあったことから，実態と規則との整合性を図るよう検討されたい。

なお，意見，要望事項として次の点について申し述べるものである。

・旅費において一つの用務に対して多人数で出張しているものや用務内容と業務との関連性が低いと思われるもの，福利厚生費等において支出基準や意思決定が明らかでない中で一部の役職員の飲食費が支出されているものなどが多数見受けられ，こうした支出は，市の出資団体であり公益性を有する企業として慎重な姿勢で判断すべきであり，また，経営上の観点からも経費の削減に努めるべきであるため，基準等を設けるなど見直しを図ることを強く望むものである。

・退職給付引当金について財務諸表に計上されていないが，一般に公正妥当と認められる企業会計の基準では計上を求められていることから，財務諸表に計上するよう早急に検討されたい。

・当会社の平成23年度決算においては土地の売却益により大幅な純利益を生じているが，主要事業である産業廃棄物処理事業で廃棄物の排出量が減少傾向にあること，民間事業者の参入が予定されていることなどから，経営環境は今後厳しいものとなることが予想されるため，事業収益の確保はもとより，経費削減に努め安定的な経営となるよう要望する。

＜資料１＞

監査対象団体の概要

１　設立目的及び事業内容

(1)設立目的

公共のため必要とする不動産の取得及び売却並びに斡旋，駐車場，スキーリフト等公共事業の経営のほか，市の委託を受けた事業を執行し，都市機能の維持増進と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(2)事業内容

ア　直営事業

(ｱ) 本社（不動産の販売，叢書，図面及び旭山動物園グッズの販売）

(ｲ) 建物賃貸（振興公社ビル，大雪アリーナ，緑が丘店舗，旭山動物園東門）

(ｳ) 直営駐車場（８条路上，宮下駐車場）

(ｴ) 伊ノ沢スキー場ロープトウ事業の運営

(ｵ) 旭山雪の村事業の運営

(ｶ) 旭川廃棄物処理センター事業の運営

(ｷ) プロ野球公式戦開催の業務協力

イ　受託事業

(ｱ) 指定管理者制度に係る業務受託

・大雪アリーナの管理業務及び売店・貸スケート等付帯事業の運営
・ときわ市民ホール及び勤労者福祉総合センターの管理運営
・７条駐車場の管理業務
・忠和テニスコートの管理業務及び売店等付帯事業の運営
・柔道場の管理業務
・末広市民プールの管理業務
・東部スケートリンクの造成，管理運営業務及び貸スケート等付帯事業の運営

(ｲ) 一般の業務受託

・振興公社ビルの管理運営
・最終処分場の管理運営
・旭川小学校及び西御料地小学校プールの管理業務
・花咲スケートリンクの造成，管理業務及び貸スケート等付帯事業の運営
・刈払機貸出業務
・違反広告物除却業務
・富沢クロスカントリースキーコースの圧雪及び管理棟の管理業務
・常磐公共駐車場の管理業務
・旭川市民文化会館及び旭川市公会堂の利用者等対応業務

２　団体資本金

１０，０００，０００円（うち旭川市出資7,000,000円　出資率70.0％）

３　役職員数（平成24年３月31日現在）

取締役９人，監査役２人，職員142人（うち嘱託職員59人，臨時職員13人，パートタイマー34人を含む。）

4　平成23年度の事業実績

（単位：千円）

事業及び事業内容			売上高
直営事業	土地販売及び賃貸事業	不動産の取得・売却及び賃貸	536,196
	大雪アリーナ事業	建物賃貸等	212,559
	振興公社ビル事業	建物賃貸	110,795
	緑が丘店舗事業	建物賃貸	4,106
	旭山動物園東門事業	建物賃貸	78,291
	駐車場事業	(8条路上駐車場他)	8,362
	スキーリフト事業	(伊ノ沢スキー場他)	8,701
	雪の村事業	旭山雪の村運営	28,663
	廃棄物処理事業	(旭川廃棄物処理センター)	339,683
	図面販売・販売品事業	図面・旭山動物園グッズ・旭川叢書販売他	110,724
受託事業	ときわホール事業	指定管理者・業務受託	112,693
	7条駐車場事業	指定管理者	23,807
	常磐公共駐車場事業	業務受託	4,668
	違反広告物除却事業	業務受託	1,430
	忠和テニスコート事業	指定管理者	8,700
	文化会館事業	業務受託	5,996
	プール事業	指定管理者(末広市民プール)、業務受託(旭川小プール、西御料地小プール)	7,374
	スケートリンク事業	指定管理者(東部スケートリンク)、業務受託(花咲スケートリンク)	19,976
	柔道場事業	指定管理者	1,236
	旭川市廃棄物処分場事業	業務受託(芳野処分場・中園処分場)	108,484
合計			1,732,444

＜資料２＞

損 益 計 算 書

自　平成23年4月 1日
至　平成24年3月31日

（単位:円）

科　　目	金　　額	
【　売　上　高　】		
売　却　土　地	532,658,000	
業　務　受　託　収　入	159,527,136	
受　取　地　代	3,538,297	
賃　貸　共　益　費　収　入	193,191,354	
大　雪　ア　リ　ー　ナ　収　入	212,559,378	
駐　車　場　収　入	8,361,619	
と　き　わ　ホ　ー　ル　収　入	112,443,175	
ス　キ　ー　リ　フ　ト　収　入	2,419,796	
ス　ケ　ー　ト　リ　ン　ク　収　入	19,976,425	
雪　の　村　収　入	28,663,032	
忠　和　テ　ニ　ス　コ　ー　ト　収　入	8,699,609	
廃　棄　物　処　理　セ　ン　タ　ー　収　入	339,682,532	
販　売　品　売　上	110,490,983	
図　面　売　上	233,097	1,732,444,433
【　売　上　原　価　】		
土　地　売　上　原　価	419,904,564	
販　売　品　売　上　原　価	87,006,133	
図　面　売　上　原　価	63,430	
食　堂　・　売　店　原　価	15,992,615	522,966,742
売　上　総　利　益		1,209,477,691
販　売　費　及　び　一　般　管　理　費	859,444,044	
減　価　償　却　費	191,895,970	
ソ　フ　ト　ウ　エ　ア　償　却	1,524,600	
貸　倒　引　当　金　繰　入　額	106,834	1,052,971,448
営　業　利　益		156,506,243
【営業外収益】		
受　取　利　息　及　び　配　当　金	1,578,239	
雑　収　入	14,424,904	16,003,143
【営業外費用】		
支　払　利　息	26,942,284	
水　道　施　設　利　用　権　償　却　費	6,153	
長　期　前　払　費　用　償　却　費	8,318,518	
雑　損　失	54,490	35,321,445
経　常　利　益		137,187,941
【特別利益】		
退　職　給　与　引　当　金　戻　入　益	4,389,428	
固　定　資　産　売　却　益	69,159	4,458,587
【特別損失】		
固　定　資　産　除　却　損	4,044,981	4,044,981
税　引　前　当　期　純　利　益		137,601,547
法　人　税、住　民　税　及　び　事　業　税		54,429,404
当　期　純　利　益		83,172,143

注）本表は，当会社の決算書から抜粋したものである。

＜資料３＞

貸 借 対 照 表

平成24年3月31日現在

（単位:円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【 流動資産 】	【 715,725,921 】	【 流動負債 】	【 2,442,291,392 】
現金及び預金	462,470,270	短期借入金	1,880,000,000
売掛金	1,476,810	一年以内返済長期借入金	368,443,000
販売用土地	181,475,550	リース債務	6,601,056
販売品	19,074,958	未払金	124,187,109
図面販売品	7,630	未払法人税等	28,562,300
受託販売品	123,300	未払消費税等	4,772,700
貯蔵品	6,027,829	前受金	1,907,710
前払費用	793,604	預り金	2,828,757
未収金	44,472,971	保証金	24,988,760
立替金	5,260	【 固定負債 】	【 1,147,275,810 】
貸倒引当金	▲ 202,261	長期借入金	1,134,465,500
【 固定資産 】	【 3,551,788,476 】	リース債務	2,247,560
（有形固定資産）	（ 3,268,639,075 ）	長期未払金	2,382,200
建物	2,021,283,134	敷金	8,180,550
建物附属設備	96,150,275		
構築物	266,723,917	負債合計	3,589,567,202
車両及び運搬具	5,631,862	純資産の部	
機械装置	137,672,464	【 株主資本 】	【 677,947,195 】
什器備品	16,508,266	資本金	10,000,000
土地	385,239,903	（利益剰余金）	（ 667,947,195 ）
リース資産	7,219,254	利益準備金	2,000
建設仮勘定	332,210,000	その他利益剰余金	667,945,195
（無形固定資産）	（ 180,236,608 ）	退職積立金	4,000,000
電話加入権	877,831	別途積立金	350,000,000
水道施設利用権	2,569	繰越利益剰余金	313,945,195
ソフトウエア	4,098,001		
長期前払費用	175,258,207		
（投資等その他の資産）	（ 102,912,793 ）		
投資有価証券	37,200,028		
出資金	50,000		
長期未収金	123,000		
供託金	10,000,000		
保険積立金	55,336,425		
預託金	203,340	純資産合計	677,947,195
資産合計	4,267,514,397	負債及び純資産合計	4,267,514,397

注）本表は，当会社の決算書から抜粋したものである。